

令和元年 6 月 5 日

各位

日本ジェネリック製薬協会

**公正取引委員会の当協会会員会社に対する
排除措置命令及び課徴金納付命令に関して**

昨日、公正取引委員会より当協会会員会社に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という。）の規程に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った旨の発表がありました。

同発表によれば、本件は、炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者である当協会会員会社 2 社が、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものです。

当協会ではかねてよりコンプライアンスの強化に努めておりますが、今回会員会社 2 社が法令違反を行い、うち 1 社が前記命令を受けたことは、医薬品及び医薬品産業に対する信頼を損ねるものであり、誠に遺憾であります。

当協会としては、今後、関連規定にもとづき適切に対応を行うとともに、会員会社の法令遵守、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

<照会先>

日本ジェネリック製薬協会事務局

☎03 3279 1890